

第1 甲の罪責

1. 甲がCに対して、A会社代表取締役B名義で振り出した額面200万円の小切手1通を交付したことにつき、有価証券偽造罪(刑法(以下、略)162条1項)は成立しないか。

- (1) 「有価証券」とは、権利・義務を表章する文書の一種を指し、手形・小切手も社会生活上現金に代わる支払機能を持っていることから、これに含まれる。
- (2) 「偽造」とは有価証券の作成権限をもたない犯人が行使の目的で、他人名義の有価証券を作成する場合を指すところ、作成権限の有無は、行為者に当該作成の一般的・包括的権限があったか、又は、作成権限範囲の内部的制約があったかをもって判断する。

本件では、甲は、Dへのプレゼントのため、C店でA会社代表取締役B名義で200万円の小切手を交付しており、私的な小切手の行使の目的があるといえる。甲のA社での業務として、「銀行との交渉、契約、支払の決裁とそれに伴う当座小切手の振出し」が認められていることを踏まえると、甲は交渉、契約、決裁に伴う小切手の振出ししか作成権限を持たず、内部的制約があったと思える。しかし、小切手の振出しに必要な銀行届出印、会社ゴム印、小切手帳は甲が保管し、甲の判断で金額の制限なく作成できていたこと及びBに対しての小切手振出状況の事後報告を行うにすぎなかったことなどを踏まえると、甲の小切手作成につき厳しく内部的な制約をかけていたわけではなく、実質的に広範な作成権限を与えていたといえる。

このことから、甲は小切手作成につき一般的・包括的権限を有していたといえ、作成権限が認められるから、「偽造」したとはいえない。

- (3) したがって、甲に、有価証券偽造罪は成立しない。

2. では、甲の上記行為に、業務上横領罪(253条)は成立しないか。

- (1) 「業務上」とは、社会生活上の地位に基づき、反復・継続して行われる事務であって、委託を受けて物を占有・保管することを内容とする事務を指すところ、甲は、A社の経理部長として会社の会計、経理関係の事務全般を掌理する地位にあり、業務内容として会社の預貯金等会社財産の管理のため小切手の振出しに携わっていたことから、甲はA社から委託を受けてA社の財産の保管を内容とする事務に就いていたものといえる。このことから、甲に「業務上」の地位が認められる。

- (2) また、甲が小切手を振り出すことで、A社は債務を引き受けることとなり、かかる甲が受けた利得はA社の財産の価値が変化したものと同視できることから、甲が購入した腕時計は「他人の物」にあたる。

- (3) 「横領した」とは、不法両得の意思を実現する一切の行為を指し、不法領得の意思とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思を指す。

本件では、甲は小切手の作成権限はA社から認められていたものの、甲がC店に小切手を交付した目的は、愛人Dへのプレゼントの目的であり、上記業務内容と行使の目的との間にそれを正当化するだけの合理的関連性があるものとはいえないことから、

甲は A 社からの委託の任務に背いたといえる。また、甲が小切手を用いて取得した腕時計の帰属主体は、甲の愛人 D となっており、甲が用いた小切手が会社専用のものである以上、本来所有者でなければ出来ない処分であったといえる。このことから、甲が小切手を振出し、腕時計を購入したことは、不法領得の意思を実現する一切の行為であったといえる。

- (4) そして、甲は、会社専用の小切手を振り出すことの認識認容があったことから、故意が認められる。
 - (5) したがって、甲に、業務上横領罪が成立する。
 - (6) なお、背任罪の成立余地はあるものの、背任罪と業務上横領罪は、業務上横領罪が特別法の関係にあり、量刑も重いことから、両者の成立を認める必要性がないといえ、背任罪の成立は否定されるものである。
3. 次に、甲が F 銀行 G 支店において借金返済のため、前述同様 A 会社代表取締役 B 名義で小切手を振り出したことについても、前述の通り、甲に当該小切手の作成権限が認められることから、有価証券偽造罪は成立しない。
4. では、甲に業務上横領罪は成立しないか。
- (1) 前述の通り、甲には「業務上」の地位が認められる。また、小切手を振り出すことで会社に損失が生じ、それによって甲が得た利益は A 社財産の価値が変化したものといえ、甲が小切手の呈示で支払われた 300 万円は、甲にとって「自己の占有する他人の物」といえる。そして、甲は、自己の借金の返済に当て、債務を免れているところ、本来財産の所有者でなければ、かかる財産を用いて借金の返済をすることはできず、甲の委託された業務内容と借金返済とは関係性があるとはいえないことから、甲の不法領得の意思が発現したものといえ、「横領した」といえる。
 - (2) 甲に会社の財産を用いて借金を返済することの認識認容があったといえることから、故意が認められる。
 - (3) したがって、甲に業務上横領罪が成立する。
 - (4) なお、前述の通り、背任罪は成立しない。

第 2 甲の罪数

甲に 2 個の業務上横領罪が成立し、両者は時と場所を異にするため併合罪となる。

以上